

第 5313 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月17日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 課税期間の短縮の効力発生時期

**Q**：新設法人ですが、消費税の課税期間の短縮の適用を受けようと思っています。届出書を提出した場合の効力の発生時期はいつからになりますか？

**A**：届出書を提出した日の属する1ヶ月又は3ヶ月単位の期間の翌期間から生じます。

### 【解説】

消費税の課税期間の短縮の制度とは、個人事業者については1ヶ月又は1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の各期間を、また法人については、事業年度開始の日以後1ヶ月又は3ヶ月ごとに区分した各期間を課税期間とする制度で、これを届け出た事業者は2年間継続適用しなければならないこととなっています。

この特例の適用を受けるには、消費税課税期間特例選択届出書を提出しなければなりません。

届出書の効力は、原則は、届出書の提出があった日の属する期間(上記の3ヶ月ごと又は1ヶ月ごとに区分された期間)の翌期間の初日以後となっていますが、設立法人で、提出日の属する期間が事業を開始の日の属する期間の場合は、設立の日以後、生ずることになります。

(例)

